

京都府医療機関等物価高騰対策事業交付金（公衆浴場分）交付要領

（趣旨）

第1条 知事は、物価高騰により厳しい経営状況にある医療機関等の負担を軽減するため、各施設に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

（定義）

第2条 この要領において「公衆浴場」とは、公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例（昭和63年京都府条例第11号）第2条に規定する一般公衆浴場（地方公共団体が設置するものを除く。）をいう。

（交付対象者等）

第3条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）及び基準額は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第4条 規則第5条に規定する申請書は、別記様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

（交付決定等）

第5条 知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付金について規則第6条に規定する交付決定（以下「交付決定」という。）及び規則第14条に規定する額の確定を同時に行うものとする。

（実績報告）

第6条 規則第13条の規定による実績報告については、申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

（交付決定の取消し）

第7条 知事は、申請者が偽りの申請その他不正な手段によって交付金の交付を受けたときは、第5条の規定による交付決定及び額の確定を取り消すことができる。

（交付金の返還）

第 8 条 知事は、前条の規定により、交付決定及び額の確定を取り消したときは、既に支給した交付金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付金の経理等)

第 9 条 交付金の交付の決定を受けた者は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を交付事業の完了した日の属する年度の終了後 10 年間保存しなければならない。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 7 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

交付対象者	基 準 額
令和 7 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間において、継続して京都府内に所在する公衆浴場を営業する者であって、以下の施設を有するもの。ただし、燃料は、浴槽水やシャワー等の給湯のために使用されるものを用い、サウナ、暖房等に使用するものは含まない。	(1) 1 施設当たり 190,000 円
	(2) 1 施設当たり 120,000 円
	(3) 1 施設当たり 50,000 円
(1) 燃料にガスを使用している施設	
(2) 燃料に重油又は廃油を使用している施設（(1) の施設を除く。）	
(3) 燃料に廃材のみを使用している施設	